

感染者の累計は、患者四人（男二人、女二人）、感染者一八人（男一人、女七人）であった。

第三節 社会福祉をめぐる新たな課題への対応

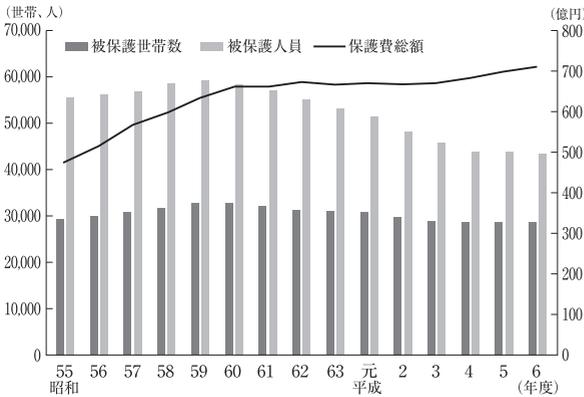
一 バブル経済期前後の貧困問題

生活保護制 昭和五十六（一九八一）年に厚生省は、各都道府県・各指定都市民生主管部（局）長に向けて「生活保護の見直し 活保護の適正実施の推進について」（通称「一二三号通知」）を通知した。これは、生活保護の申

請時に資産・収入等の詳細な申告書提出を要求するほか、福祉事務所が預貯金の有無などを関係先に独自に調査できるよう、あらかじめ申請者から包括的な「同意書」を提出させるといった内容であった。この通知が行われた背景には、生活保護理由の手続き的権利や保護請求権を形骸化しかねない動き、具体例として暴力団関係者による生活保護受給事件の発生などが続いていたためである。

昭和五十八年に保護基準の算定方式は、格差縮小方式から水準均衡方式に変更された。水準均衡方式は、総理府の諮問機関である第二次臨時行政調査会（昭和五十六年発足）の答申を受けて導入されたもので、現在まで維持されている。この方式の導入に伴って生活保護基準は、当該年度に想定される国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に踏まえて改定がなされることになった。保護基準の算定方式の見直しとともに、生活保護費の地方負担割合の引上げが実施された。国の負担割合は、昭和六十年からの四年間は、それまでの

第五章 高齢社会と社会福祉改革



(注) 被保護世帯数、被保護人員は、1カ月あたりの平均値であり、停止中を含む。

図99 被保護世帯数・被保護人員・保護費総額の推移
 (『生活保護統計年度報』『生活保護の概況』より作成)

一〇分の八から暫定的に一〇分の七に削減し、平成元(一九八九)年度に恒久的に四分の三となった。兵庫県の生活保護の被保護世帯数及び被保護人員は、昭和五十年代後半にそれ保護の状況 ぞれ増加傾向にあったが、五十九年度をピークに逡減していった。保護費総額は、昭和五十九年度まで増加を続け、六十年代に横ばいとなり、平成三年頃から逡増していつている。

兵庫県内の被保護世帯の構成比は、昭和五十五年が傷病障害者世帯四五%、高齢者世帯三三%、母子世帯一三%、その他九%、六十二年が傷病障害者世帯四五%、高齢者世帯三四%、母子世帯一四%、その他七%となっていた。平成六年度になると、傷病障害者世帯四三%、高齢者世帯四二%、母子世帯九%、その他六%となり、高齢者世帯の占める割合が高まっている。世帯主あるいは世帯員が働きながら保護を受けている世帯は、平成六年度平均で全世帯の一三%(神戸市を除く)であった。被保護人員は、図100のとおり市部で約九割を占めていたほか、宝塚市の割合が低下し、加古川市のそれが増大している。

この時期の生活保護の開始に至った理由は、昭和四十年代、五十年代と同じく疾病が最多となっていた。平成六年九月時点では、世帯主の疾病によるものが全開始世帯の七四・六%(神

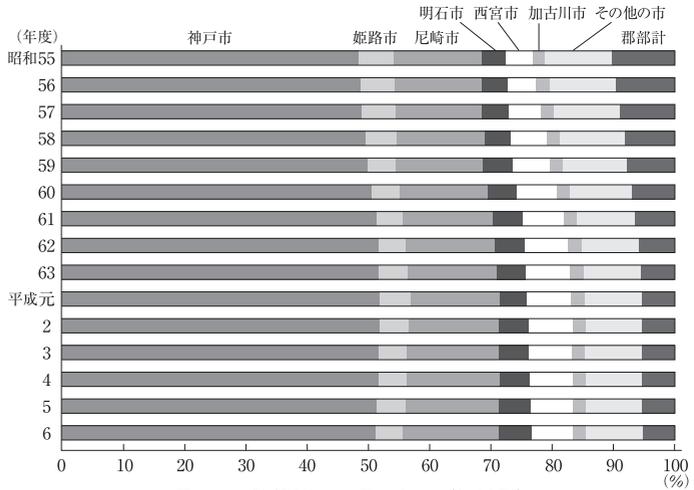


図 100 被保護実人員の割合 (地域別)
 (『生活保護統計年度報』【生活保護の概況】より作成)

品物の支給)の二つが含まれた。

生活保護を受給していない低所得者・世帯に対しては、昭和三十年に導入された世帯更生資金貸付制度に基づいての支援が実施されていた。この制度は、低所得者・世帯に更正資金、身体障害者更正資金、生活資

戸市を除く)を占めている。兵庫県内の生活保護の保護率(人口一〇〇人当たりの保護人員)は、昭和五十五年度に一・〇九%、六十年度に一・一二%、平成二年度に〇・九〇%と、一%を下回る水準まで低下した。

生活保護が必要かつ自宅での生活が困難な者を保護施設へ入所させる対応も引き続き行われた。平成六年時点の兵庫県内の保護施設の設置状況は、救護施設が七カ所(定員四五〇人)、更生施設が一カ所(定員五〇人)、医療保護施設が二カ所(定員三〇五人)、授産施設が一カ所(定員三〇人)であった。

なお、昭和五十六年度に兵庫県は、被保護世帯自立援助促進事業を開始した。これは、県単独で行われた生活保護法の法外援護事業になる。事業開始時の内容には、高等学校等就学援助金支給事業(年額三万六〇〇〇円の資金を支給し、自立の促進を図る)と中学卒業就職奨励品支給事業(二万円相当の

金等の貸付を実施する内容になる。平成二年に世帯更生資金貸付制度は、生活福祉資金貸付制度に名称が変更されている。それに伴って、身体障害者福祉資金の貸付（五二万円まで、六年以内）が追加された。兵庫県内の世帯更生資金及び生活福祉資金の貸付決定額は、昭和五十五年度が三億二三四一万円（五一七件）、六十年度が二億四八九万円（二四五件）、平成二年度が三億七六八三万円（三二八件）であった。

二 年金制度の抜本改正

新年金制 昭和三十四年の国民年金法の制定を受けて、昭和三十六年に国民皆年金体制が実現した。しかし、**年度の誕生** 高齢化社会への移行や核家族化の進展によって、私的扶養は困難になっていく。また、制定時

の年金制度は、自営業者や農林漁業者等を対象とする国民年金、民間被用者を対象とする厚生年金保険（以下、**厚生年金**）、船員保険、公務員等を対象とする五つの共済組合があり、それぞれが独自に給付と負担を設計していた。そのため給付や負担の面での制度間格差、就業構造・産業構造の変化に伴う制度基盤の弱体化といった問題が生じてきていた。

そうした中で昭和五十七年一月に国民年金は、難民の地位に関する条約等の加入によって、被保険者の国籍要件が撤廃された。昭和六十年には国民年金法の改正で、年金制度そのものが抜本的に見直された。国民年金の適用を全ての国民に拡大し、全国民共通の基礎年金を支給する制度が導入されることになったのである（昭和六十一年より運用開始）。厚生年金や共済組合は、原則として報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として再編成された。厚生年金は、老齢厚生年金（六十歳から六十五歳までの特別支給及び六



写真 174 年金の確立（昭和62年）の白書（引用）
 厚生の年金の確立（昭和62年）の白書（引用）

する厚生年金の適用の拡大が、それぞれ図られている。被用者の被扶養配偶者（妻）の国民年金の適用を、それまでの任意加入から強制加入に改め、配偶者本人に自分名義の基礎年金を支給するといった女性の年金受給権の確立もなされた（後述する第三号被保険者制度の導入）。

制度の見直しにより新たに設けられた基礎年金は、あらかじめ一定の保険料を納付することを要件として年金を支給する方式で、その被保険者は強制加入被保険者と任意加入被保険者に分類される。強制加入被保険者は、第一号被保険者が日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者（第二号・第三号被保険者は除く）、第二号被保険者が厚生年金の被保険者及び共済組合の組合員、第三号被保険者が厚生年金の被保険者及び共済組合の組合員の被扶養配偶者であって二十歳以上六十歳未満の者になる。任意加入被保険者（第一号被保険者として取り扱われる）は、①日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であって、厚生年金や共済組合の老齢（退職）年金の受給権者、②日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者、③日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満の日本国民、以上のいずれかに該当する者になる。

基礎年金の保険料について、第一号被保険者（任意加入被保険者を含む）のそれは、年齢や所得に関係なく

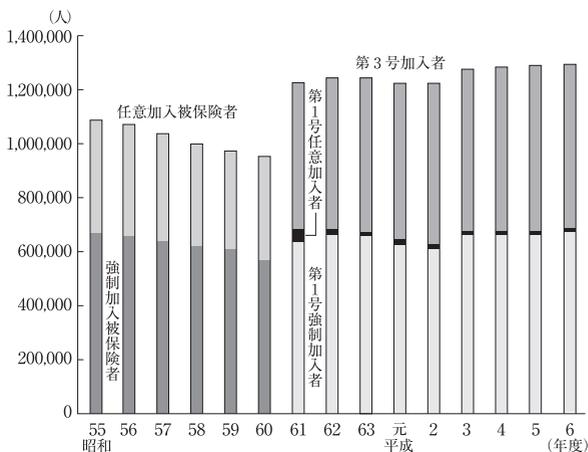


図101 国民年金被保険者数の推移
 (『国民年金事業年報』より作成)

定額制であった。ただし、より高額の年金給付を受けようとする者のために、定額保険料に上積みして納付する付加保険料の制度も存在していた。第二号被保険者及び第三号被保険者は、個別に保険料を納付する必要はなく、厚生年金や共済組合が国民年金に対して、厚生年金や共済組合の被保険者(第二号被保険者)及びその被扶養配偶者(第三号被保険者)の数に応じ、国民年金の保険料に相当する拠出金を負担することになっていた。第一号被保険者については、収入に応じて保険料の免除(法定免除と申請免除の二種類)が認められた。

基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、付加年金を支給した。

他方で昭和三十四年に設けられた福祉年金は、六十一年に制度の見直しで老齢福祉年金のみが残り、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金は基礎年金に移行・統合されている。老齢福祉年金は、全額国庫負担で賄われているため、一定以上の所得のある者、他の公的年金を受けることができる者には支給しないことになっていた。

女性の年金権の確立をはじめとした年金制度の抜本的な見直しに伴い、図101のとおり兵庫県内の基礎年金の被保険者数(第二号被保険者数を除く)は、昭和六十一年度から増加していった。

平成初期の年金制度

平成初期に、年金制度の見直しが行われた。平成元年の制度改正によって、①年金額を前年度の消費者物価上昇率に応じて改定する完全自動物価スライド制の導入、②二十歳以上の全学生の国民年金への強制加入、③国民年金基金の創設がなされた。二十歳以上の全学生の国民年金への強制加入は、学生時代に障害・死亡事故が発生した場合の年金保障を図るねらいがあり、老後には満額の年金が受けられる仕組みにもなっていた。国民年金基金は、自営業者等への旧来の付加年金に代わる基礎年金の上乗せ部分として創設された制度であり、都道府県ごとに設立されることになった。

平成六年の制度改正では、①特別支給の老齢厚生年金の定額部分支給開始年齢の引上げ（平成十三年度から支給開始年齢を段階的に六十歳から六十五歳まで引上げ）、②在職老齢年金（六十歳以上で就労し賃金を得ている者が支給する老齢厚生年金）の改正、③年金額の改正方式の見直し、④育児休業期間中の厚生年金の保険料（本人負担分）免除、⑤厚生年金に係る賞与等からの特別保険料（一％）の徴収等が決定された。とりわけ在職老齢年金は、高齢者雇用の促進の観点から、賃金の増加に応じて賃金と年金の合計額が増加するように改められている（月収と年金額の合計が三四万円まで）。

こうした年金制度の見直しを背景に、兵庫県内の年金加入者数は、昭和五十五年十一月末時点で国民年金一〇九万七〇八一人、厚生年金九九万六〇六六人、六十年度に国民年金九五万三六五二人、厚生年金一〇二万二九九七人、平成二年度に国民年金一二万六六〇四人、厚生年金一〇九万五〇六九人と推移していった。このほか厚生年金と国民年金の積立金の運用については、県内における昭和五十五年度から平成六年度までの年金福祉事業団の融資総額が六六九六億円（九万七七六三件、全て厚生年金に基づく融資）、特別地方債の融

資総額が厚生年金分で三六七二億円（二四九八件）、国民年金分で二〇七六億円（二七九六件）に、それぞれ及んでいた。

三 母子・父子福祉と女性の保護の拡充

母子・父子 表60のとおり昭和六十年に兵庫県内での母子世帯（便宜上「母子家庭」と表記する場合もある）及び世帯の福祉 び父子世帯の総数は、約二万七〇〇〇世帯に達し、平成二年もほぼ同程度で推移している。

母子世帯になった理由については、離婚、未婚の母、遺棄の増加によるものが多く、それが抱える問題も経済上のものから人間関係に至るまで複雑かつ多様化していた。母子世帯の世帯主の若年化も進み、特に三十歳代の増加が顕著であった。

昭和三十九年に制定された母子福祉法は、五十六年に改正され、母子及び寡婦福祉法となった。これは、児童が成人した寡婦についても、その自立が充分でないことから、寡婦に対する福祉の措置を付加したものである。同法に基づき、母子相談員による相談指導体制が維持された。兵庫県内の母子相談員の相談件数は、昭和五十五年度が一万七七〇一件、六十年度が二万二五六四件、平成二年度が二万三五一七件を、それぞれ記録している。相談の内容は、生活一般と生活援助が中心であった。

母子福祉団体等の活動の拠点で、母子世帯からの各種相談への対応や生活指導及び生業指導等の役割を担う母子福祉センターは、この時期に一部再編が行われた。具体的には加古川市総合福祉会館が新たに開設され、洲本市母子会館と春日町立母子福祉センターは平成初期に廃止されている。平成六年四月時点での兵庫

表60 母子・父子世帯の状況

	兵庫県					
		神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市
	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯	母子世帯 父子世帯
昭和55年	18,404	6,096	1,919	2,410	989	1,321
	3,970	1,258	359	607	206	294
昭和60年	22,802	7,809	2,301	3,065	1,230	1,625
	4,657	1,453	441	678	231	329
平成2年	22,884	7,979	2,270	2,627	1,267	1,722
	4,526	1,323	402	608	293	343

(注) 母子世帯、父子世帯について、昭和55年、60年は、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）、平成2年は、未婚、死別又は離別の女親・男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）と定義づけられている。
 (「国勢調査」より作成)

県内の母子福祉センターは、兵庫県母子会館（神戸市中央区）、神戸市立母子福祉センター、神戸市兵庫区母子福祉会むつみ会館、尼崎市立母子福祉センター、明石市立総合福祉センター、西宮市立母子福祉センター、加古川市総合福祉会館、赤穂市立母子福祉センターの八カ所であった。母子休養ホームは、温泉町において運営が継続され、平成初期に県民保養荘と呼ばれるようになっていた。

さて、母子世帯に年金を支給する母子（準母子）福祉年金及び母子（準母子）年金の両制度は、昭和六十一年をもって基礎年金（遺族基礎年金）に統合されるに至った。児童扶養手当は、その根拠法である児童扶養手当法が昭和六十年に改正された。これによって児童扶養手当が、それまでの母子福祉年金の補完的制度から、母子世帯の生活の安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とした福祉制度に改められた。制度

の改正に伴って、所得に応じた二段階の手当額の導入等が行われている。兵庫県内の児童扶養手当の受給者は、昭和五十五年度に一万九七八七人、六十年度に二万六九四六人、平成二年度に二万四五六七人と推移した。

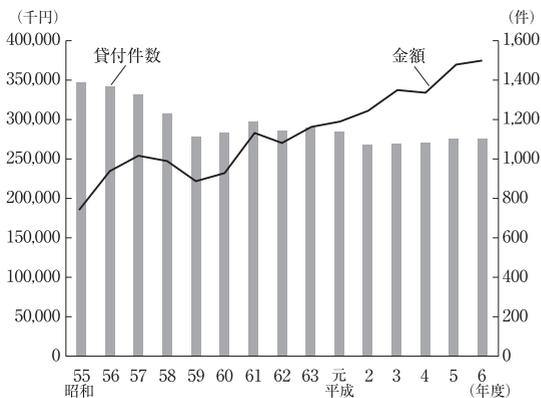


図102 母子福祉資金の貸付件数・金額の推移
 (『母子福祉のしおり』より作成)

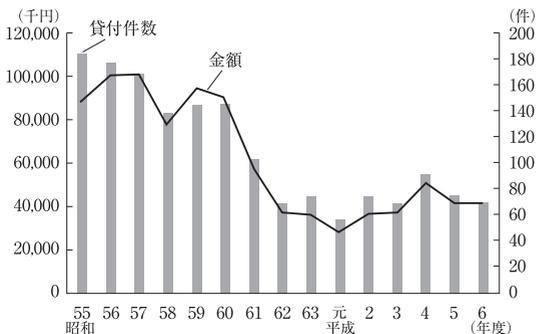


図103 寡婦福祉資金の貸付件数・金額の推移
 (『母子福祉のしおり』より作成)

母子世帯や寡婦への資金の貸付は、引き続き実施された。修学資金、就学支度資金、事業開始資金、住宅資金等で構成される母子福祉資金の貸付件数並びに金額は、図102のとおりである。このうちの八割を児童の就学のための資金利用（修学資金、就学支度資金）が占めていた。他方で、寡婦世帯の経済的自立助長を促すことを目的に設けられた寡婦福祉資金は、図103のとおり貸付件数並びに金額が減少傾向にある。付言しておくことと寡婦福祉資金は、母子及び寡婦福祉法の制定で、昭和五十七年に要綱から法に基づく制度に変更された。母子福祉資金や寡婦福祉資金の貸付を受けて自営業を営み生計を維持する母子世帯・寡婦へのサポートもな

されていた。昭和六十三年度には新たに自営業の経営を安定・発展させて生活の安定を図るため、商工会議所や商工会などの協力を得て経営者養成講習会が実施されるようになっていく。これらのほかにも、母子世帯への諸種の支援策（母子福祉小口資金貸付制度、母子世帯向け公営住宅の確保、講習会をはじめとする自立促進対策など）が行われた。

兵庫県婦人共励会に委託されていた母子世帯への介護人派遣は、昭和六十年度に父子世帯が対象に含まれるに至った。

平成期になると兵庫県婦人共励会への委託事業として、母子家庭等生活指導強化事業（いきいき講座）が導入されている。平成二年には、児童相談所を実施機関とする子育て家庭ショートステイ事業が開始された。これは、母子世帯の母等が疾病等のため短期間児童の養育が困難となった場合に、当該児童を指定された児童福祉施設等に一時保護（原則として七日以内、特例の場合一カ月以内）するものである。それから昭和五十四年に県の開始した母子家庭医療費給付助成事業は、平成元年度に児童の給付対象の期限が「満十八歳」から「満十八歳となった年度の末日まで」延長されることになった。

児童福祉法に基づく施設である母子寮は、平成六年時点で公立のものでして神戸市立ひよどり荘、尼崎市母子寮、藤江母子寮（明石市）、西宮市立母子寮、洲本市立母子寮が置かれていた。社会福祉法人が設置主体の母子寮も兵庫県内の各所に存在している。

女性の保護 兵庫県内の経済的理由や家庭的理由で生活苦に陥るなどしていた女性（「婦人」と呼称する場合も多い）への支援は、兵庫県立婦人相談所が継続して担っていた。平成元年に兵庫県立婦人相談所は、神戸

市内内で新築・移転となり、名称を兵庫県立婦人相談センターに改めている。名称変更後も同センターは、相談専用電話「婦人の悩みほっとライン」による電話相談、調査・判定、一時保護、婦人保護施設への入所措置の決定、ポスターやリーフレットの作成・配布等の啓発活動、関係機関（国、県、市、婦人相談員設置市、県内婦人保護施設等）との連携、研修（県内の婦人相談員、母子相談員等との情報交換や研究討議）などの役割を担っ

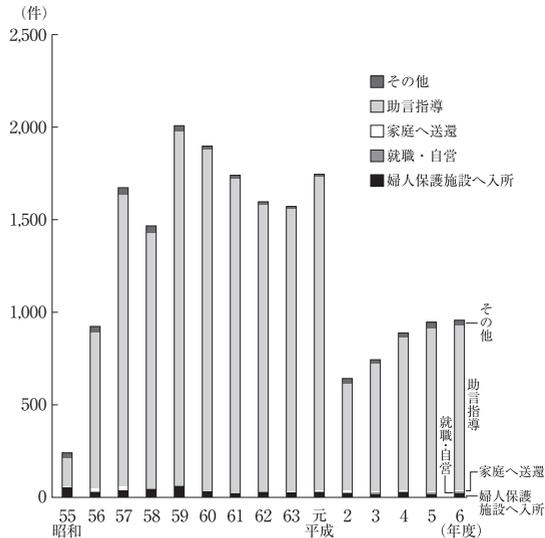
四 援護行政の伸展

戦争犠牲者の援護

旧軍人・軍属への恩給の支給、戦没者遺族等・戦傷病者・原子爆弾被爆者の援護は、昭和五十年代以降も内容の一部を見直しつつ実施された。軍人恩給のうち昭和六十三年時点での兵庫県

所が置かれていた。加えて兵庫県は、千葉県の長期収容施設かにた婦人の村で七人の枠を契約していた。

婦人保護施設は、平成六年時点で兵庫県内に神戸婦人寮（定員四〇人）、姫路婦人寮（定員四〇人）の二カ



(注) 昭和62年度までは助言指導に電話相談を含む。

図104 県立婦人相談所・婦人相談センターの年度別処理状況

〔婦人保護事業概要〕〔婦人保護事業の概要〕より作成

た。平成六年時点で婦人相談員は、県に三人、神戸、尼崎、明石、西宮、加古川の各市に二二人が配置されていた。

昭和五十五年度から平成六年度にかけての県立婦人相談所及び県立婦人相談センターの年度別処理状況は、図104のとおりである。その特徴として売春に係る対応は激減し、離婚・別居・夫婦の問題など家庭のこと、精神的不安や身体の異常など心身の悩み、求職・離職など職業問題が主流になっていた。相談についても来庁ではなく、大部分が電話によるものに変化した。

表61 旧軍人・軍属の普通恩給と普通扶助料の受給状況
(単位：百万円)

種別	受給人数	支給金額
(1) 普通恩給	41,600	18,890
(2) 普通扶助料	20,900	9,260
計	62,500	28,150

(注1) 受給人員は、恩給局受給権調査の結果、把握した兵庫県内居住者で昭和63年12月1日現在の推計人員である。

(注2) 支給金額は、实在職年6年未満の最低保障額を乗じて得た推定額である。

(『兵庫県民福祉白書』を参照して作成)

内の旧軍人・軍属の普通恩給と普通扶助料の受給状況は、表61のとおりである。平成六年度末には普通恩給の受給者が二万九二二四人、普通扶助料の受給者が二万四五六四人となった。普通恩給や普通扶助料は、最低保障額の見直し、引き上げが続けられていた。図105は、戦傷病者手帳保持者の推移を示している。平成六年度の県内での手帳保持者は四一七七人で、その後も減少の一途をたどることになる(平成二十七年度的手帳保持者は五三三人)。県内の原子爆弾被爆者には健康診断(一般検査、精密検査、肝臓機能検査等)の実施及び各種手当の支給が維持された。各種手当の支給状況は、昭和六十二年未時点まで延べ支給件数が四万六〇三八件、支給額が一億一三二八万円であった。なお、兵庫県の戦争犠牲者への援護事業を担当してきた民生部援護課は、平成三年四月に民生部を福祉部と、援護課を地域福祉課から生活保護業務を継承のうえ援護福祉課と、それぞれ改称した。

新たに開始された事業として、援護関係団体会員の功績をたたえるほか、戦争の悲惨さや命の尊さへの認識を深めることにより、平和の大切さを若い世代に語り伝えることを目的とした兵庫県援護福祉大会がある。これは、昭和六十二年から毎年開催され、大会では援護福祉に貢献のあった援護団体会員への知事表彰状・知事感謝状の贈呈、戦没者やその遺族に対する理解と平和の祈念への動機づけとなるよう戦争体験の発表等が行われた。

平成三年四月にソビエト連邦(現ロシア連邦)のミハイル・ゴルバチョフ大統領が、第二次世界大戦後にシベリアなどで抑留中に死亡した三

経障害を有する重度（概ね第七項症以上）の戦傷病者を対象に、戦傷病者機能回復療養事業とリハビリ技術習得訓練を提供する内容になる。平成四年度の事業終了までに、延べ一〇〇〇〇人が参加した。平成五年度からは県の単独援護事業として、戦傷病者の健康と生きがいづくり事業が実施されている。これは、平成九年度までの五カ年計画で、入湯治療、健康管理と生きがいづくり講話、援護及び健康管理個別相談、高齢者向けレクリエーション実技、リハビリ技術の実習などを行うものである。こちらは、兵庫県傷痍軍人会に委託された。

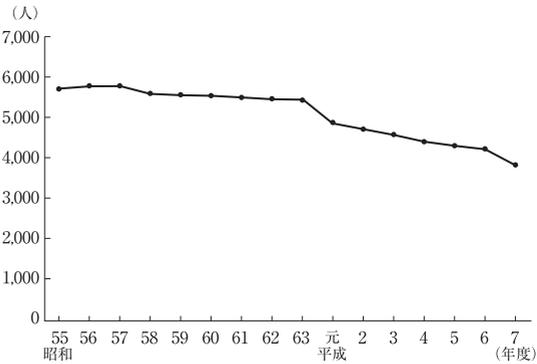


図 105 戦傷病者手帳保持者数の推移
 (『共生と平和の世紀をめざして-兵庫の援護50年』より作成)

万八六四七人の名簿を携えて来日した。同時期に多くの抑留者のいたモンゴル人民共和国（現モンゴル国）政府からも抑留中死亡者の名簿が提供された。厚生省は、名簿を翻訳して資料と突き合わせた上、各都道府県に遺族の所在等の確認調査を依頼することになった。これを受けて、兵庫県は市町に戸籍の提出を求め、遺族の確認調査を行った。遺族の判明した死没者には、厚生省から遺族に対して埋葬地や死亡年月日などの通知がなされた。

戦傷病者の援護に関して、兵庫県は昭和四十五年度から戦傷病者機能回復療養事業を実施していたが、昭和六十二年度をもって終了した。昭和六十三年度からは、重度戦傷病者更生援護事業が開始されることになった。こちらも県による単独援護事業で、肢体不自由及び中枢神

これらに加えて、昭和六十三年五月制定の平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づき、同年七月に平和祈念事業特別基金（総理府所管の認可法人）が設立された。この団体は、恩給欠格者と戦後強制抑留者への内閣総理大臣名の書状・銀杯等の贈呈、平成三年からは国の引揚者特別交付金の支給を受けた引揚者への同書状の贈呈を担当した。後者に関連して兵庫県は総理府の委託を受け、平成三年度より引揚者等に対する特別交付金受給者の確認調査を実施している。

中国帰国者の援護 昭和四十七年に日本と中国の国交が回復された後は、残留邦人の永住帰国に要する旅費、引き

続き中国に在住することを希望する者が親族訪問や墓参等の目的で一時帰国する場合の旅費、滞在費及び旅券取得費用を国が負担するようになった。当初は、残留邦人が永住帰国または一時帰国のどちらかを選択することとされていたが、その後には施策の改善が図られていった。具体的には、再帰国援護（一時帰国経験者に対する永住帰国援護）の開始（昭和五十四年）、身元未判明孤児に対する永住帰国援護の開始（六十年）、再一時帰国援護（一時帰国後概ね一〇年経過した者等に対する再度の一時帰国援護）の開始（六十二年）、永住帰国援護対象者の範囲拡大（平成四年、六年、七年）、再一時帰国要件緩和と身元未判明児の一時帰国の開始（六年）、一時帰国の毎年化（七年）などがある。それから平成六年に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が制定された。兵庫県への中国残留邦人の帰国状況は、表62のとおりとなっている。

永住帰国した援護対象者には、帰国後の生活基盤の確立のため、生活用品等の購入資金として家族数や年齢に応じて、国が自立支度金（昭和六十二年までは帰還手当で対応）を支給した。兵庫県も知事見舞金の支給

表62 兵庫県への中国残留邦人の帰国状況

区分	永住帰国者		一時帰国者		計	
昭和55年度	8世帯	21名	8世帯	15名	16世帯	36名
56年	7世帯	23名	5世帯	10名	12世帯	33名
57年	2世帯	6名	1世帯	4名	3世帯	10名
58年	4世帯	10名	2世帯	5名	6世帯	15名
59年	2世帯	8名	0世帯	0名	2世帯	8名
60年	3世帯	9名	2世帯	7名	5世帯	16名
61年	8世帯	30名	1世帯	1名	9世帯	31名
62年	9世帯	35名	2世帯	3名	11世帯	38名
63年	10世帯	38名	3世帯	3名	13世帯	41名
平成元年	7世帯	26名	1世帯	2名	8世帯	28名
2年	9世帯	35名	1世帯	2名	10世帯	37名
3年	6世帯	21名	0世帯	0名	6世帯	21名
4年	7世帯	19名	3世帯	4名	10世帯	23名
5年	5世帯	15名	1世帯	2名	6世帯	17名
6年	8世帯	22名	1世帯	2名	9世帯	24名
7年	0世帯	0名	0世帯	0名	0世帯	0名

(「共生と平和の世紀をめざして—兵庫の援護50年」より作成)

語指導、生活指導、就職指導などが行われた。県は、国からの委託を受けて昭和六十三年六月に兵庫県福祉センター内に中国帰国者自立研修センターを開設した(平成十二年末をもって閉鎖)。この事業は、兵庫県海外同友会に委ねられている。

昭和六十年に身元未判明孤児の受入れを図るための措置として、国において身元引受人制度が設けられた。身元判明孤児及び残留婦人で親族の身元引受が困難なことから永住帰国できない者については、親族に代わる特別身元引受人をあっせんする特別身元引受人制度が導入されている(身元判明孤児は平成元年度、残留婦

や公営住宅のあっせんを継続して行っている。昭和五十九年二月に国は、中国帰国孤児定着促進センター(埼玉県所沢市、平成六年四月に中国帰国者定着促進センターに改称)を開設した。同センターは、帰国直後の孤児世帯に四カ月間、初歩的な日本語の習得、生活習慣の会得、就職指導、就籍等の集団指導を行う施設で、昭和六十二年に大阪をはじめ全国各地で開設されるに至っている。同センター退所後のアフターケア体制の充実強化策として、昭和六十三年度に中国帰国者の多い全国一五カ所の都道府県に中国帰国者自立研修センターが設置された。こちらでは、八カ月間程度の日本



写真 175 中国帰国者自立研修センター

人は三年度)。これら二つの制度は、平成六年制定の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の下で、七年二月に一体化されるに至った。兵庫県では、平成七年四月の時点で四一人と二団体が身元引受人として登録されていたほか、七年度までに延べ五三の帰国者世帯に対して二六人（うち団体二）の身元引受人をあっせんした。

昭和五十二年度に創設された制度である引揚者生活指導員は、六十二年度に自立指導員に改称され、従前どおり帰国者の相談・指導等に当たった。兵庫県は、平成元年度に国からの委託を受け、知事が自立支援通訳と中国帰国者巡回健康相談のための健康相談医を選任し、帰国者への援護、助言・指導を行う体制を整えた。また、中国引揚者相談員の派遣（昭和五十八年度、県単独事業）、中国引揚者援護連絡会議の設置（六十一年度、県の福祉部、労働部、都市住宅部、教育委員会、帰国者が定着している市町及び自立指導員で構成）、公共職業安定所や職業訓練校等と連携した就労指導などを実施している。昭和五十年代後半からはボランティア団体による日本語教室が開催されるようになり、県が自立指導員を講師に派遣した。